

規制改革推進会議

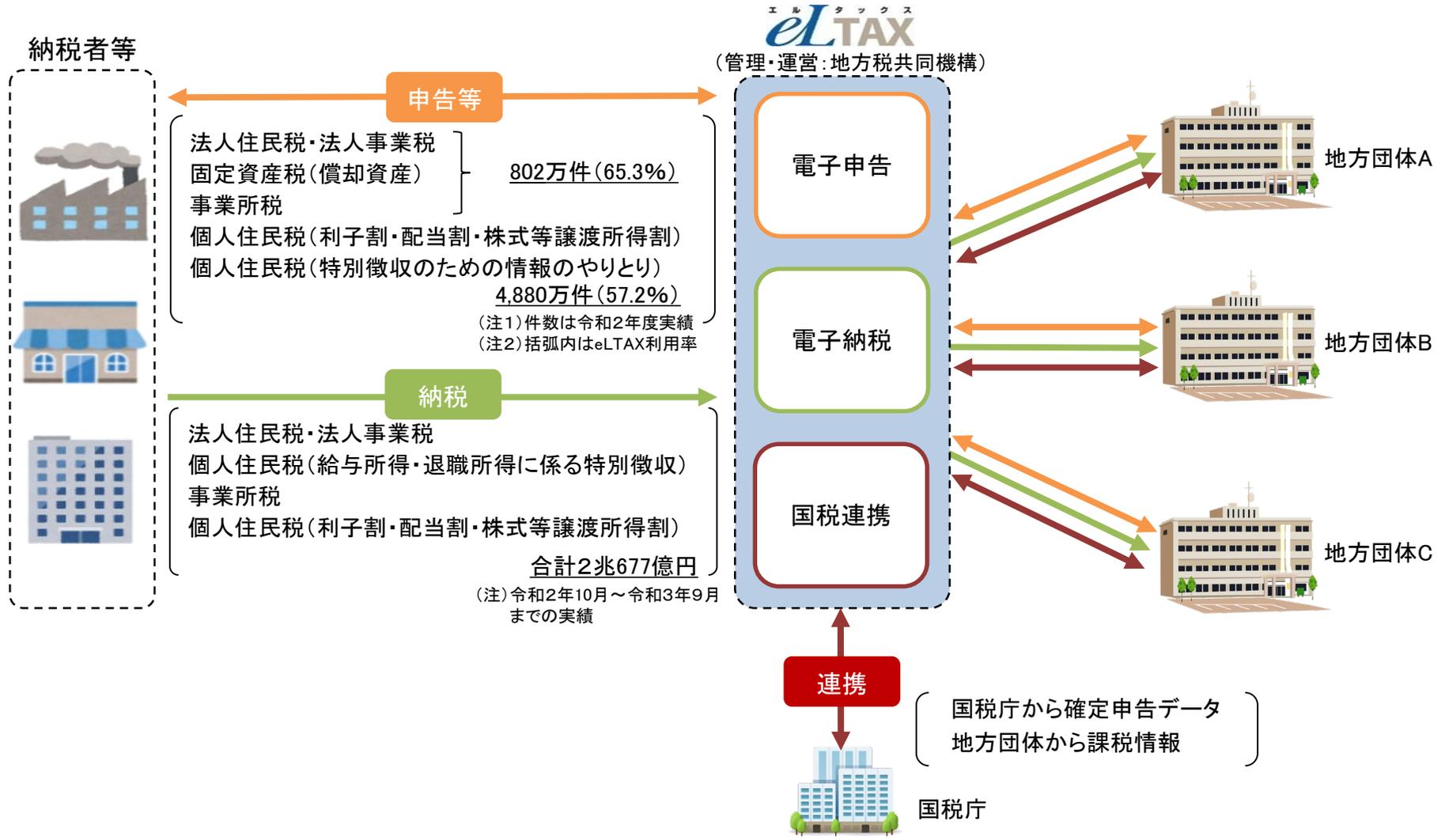
デジタル基盤WG提出資料



令和4年2月9日
総務省自治税務局

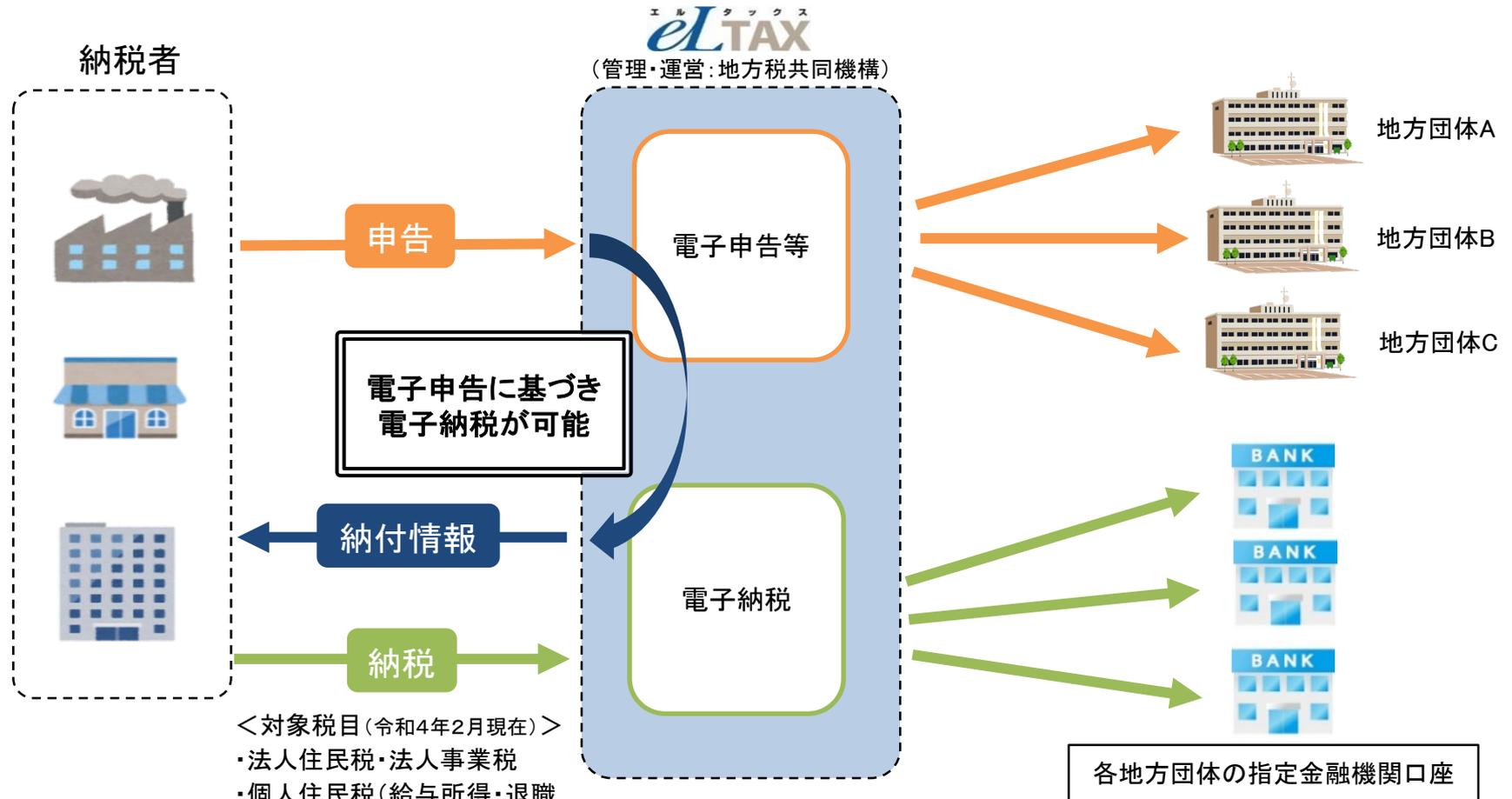
eLTAX(エルタックス)について

- eLTAX(エルタックス)は、インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステムで、全地方団体が接続。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。



地方税における電子申告から電子納税までのイメージ

○ 令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入されたことにより、納税者は申告から納税まで、シームレスに行うことが可能となっている。



eLTAXを通じた納付(実績)について

- 地方税共通納税システムの稼働開始(令和元年(2019年)10月)からの2年間、同システムを通じた納付は進んでいるが、今後とも、地方団体や経済団体、金融機関等の関係者が連携し、更なる利用拡大に努めていく。

<令和元年(2019年)10月から令和2年(2020年)9月までの実績(稼働から1年間の実績)>

		地方法人二税	個人住民税(特別徴収分)	事業所税	合計
共通納税システムによる納付件数(払込件数)	件	170,370 (326,388)	225,111 (1,258,107)	3,367 (5,385)	398,848 (1,589,880)
共通納税システムによる収納額	億円	7,315	871	214	8,399

<令和2年10月(2020年)から令和3年(2021年)9月までの実績(直近1年間の実績)>

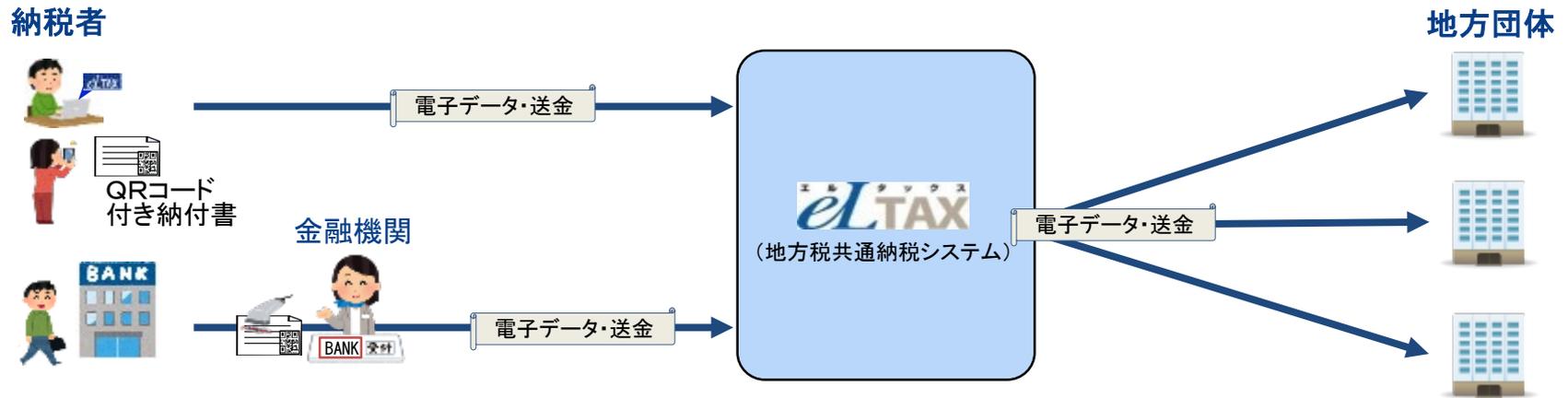
		地方法人二税	個人住民税(特別徴収分)	事業所税	合計
共通納税システムによる納付件数(払込件数)	件	360,928 (698,866)	744,480 (4,619,855)	6,883 (12,674)	1,112,291 (5,331,395)
共通納税システムによる収納額	億円	16,786	3,378	513	20,677

令和4年度税制改正(eLTAXを通じた電子納付の対象税目の拡大(案))

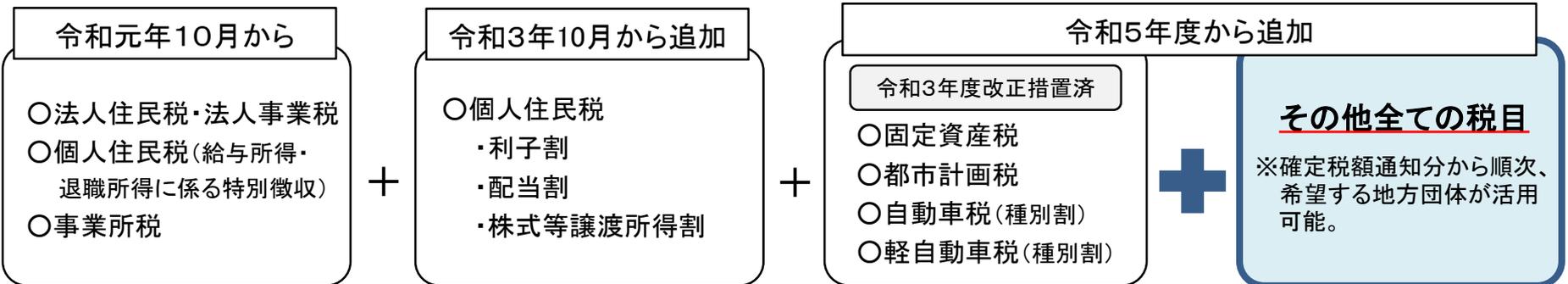
- eLTAXを通じた電子納付は、主として法人を対象とする税目から順次、対象税目を拡大。令和3年度税制改正において、個人の納税者にも納付機会が多い固定資産税等4税目についても対象に追加。
- 今般、地方税統一QRコードを活用した納付に係る仕組みの構築に目途がついたことから、これを契機に、eLTAXを通じた電子納付の対象を全税目に拡大するため、関係法案を国会提出済。

※ 令和5年4月1日以後の納付について適用。

■eLTAXを通じた電子納付(イメージ)



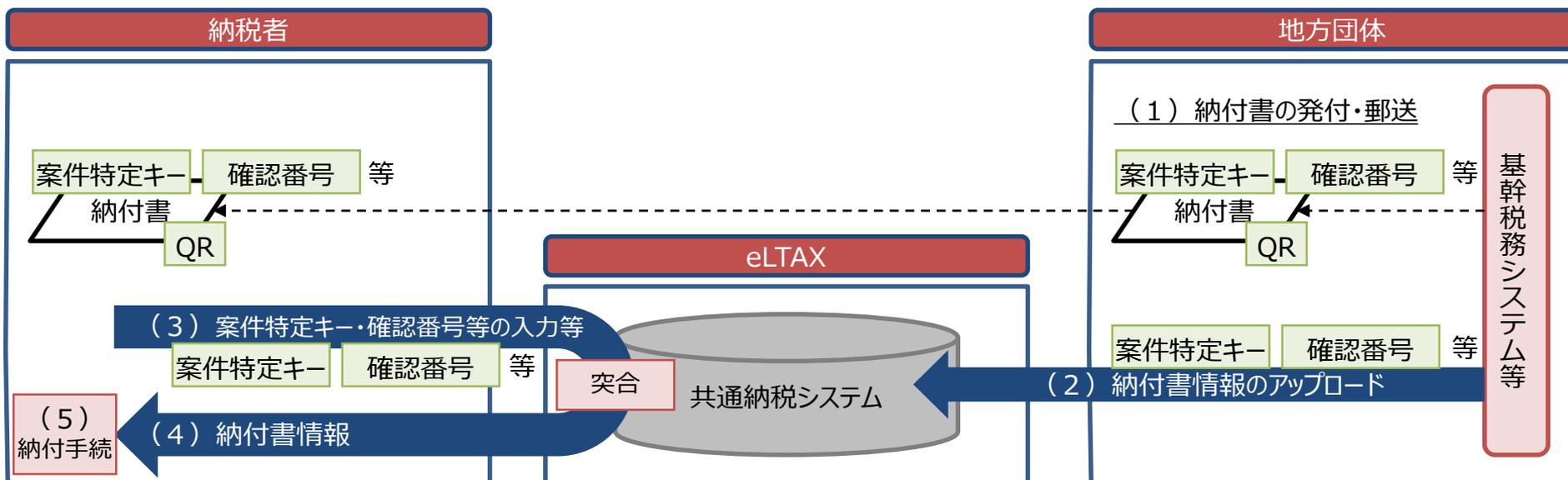
■eLTAXを通じた電子納付の対象税目



eLTAXを通じた賦課税目の納付(アップロード情報を活用した納付)

- (1) 地方団体が、納付書に案件特定キー等を記載の上、納税者に郵送。
- (2) 地方団体が、納付に必要な納付書情報をeLTAXにアップロード。 ※アップロード情報は、次ページのとおり。
- (3) 納税者が、eLTAXの操作画面において、案件特定キー、確認番号等を入力し(QRコードの読取りにより入力省略可)、納付案件を特定。
- (4) eLTAXにおいて地方団体からアップロードされた情報との突合をした上で、納税者に対し、納付書情報を送信。
- (5) 納税者が、当該情報に基づき納付手続を実施。

※ この方法により納付した案件の納付履歴(納付書情報に、納付日等の情報を付加したもの)については、eLTAXから機械判読可能な形式(csv形式)でのダウンロードを可能とする予定。



令和3年度(2021年度)地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ(令和3年11月)(抄)

3. 処分通知等のオンライン化

地方団体から納税者等に対して行う処分通知等のうち、個人住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、既にeLTAXでの送信・受取が可能である。また、特別徴収税額通知(納税義務者用)についても、令和6年度(2024年度)課税分から電子的な送信・受取を可能とする令和3年度税制改正が行われ、現在、実務的な準備が進められている。しかし、納税通知書を始めとしたその他の処分通知等については、従前どおり書面による送付のみが行われている。

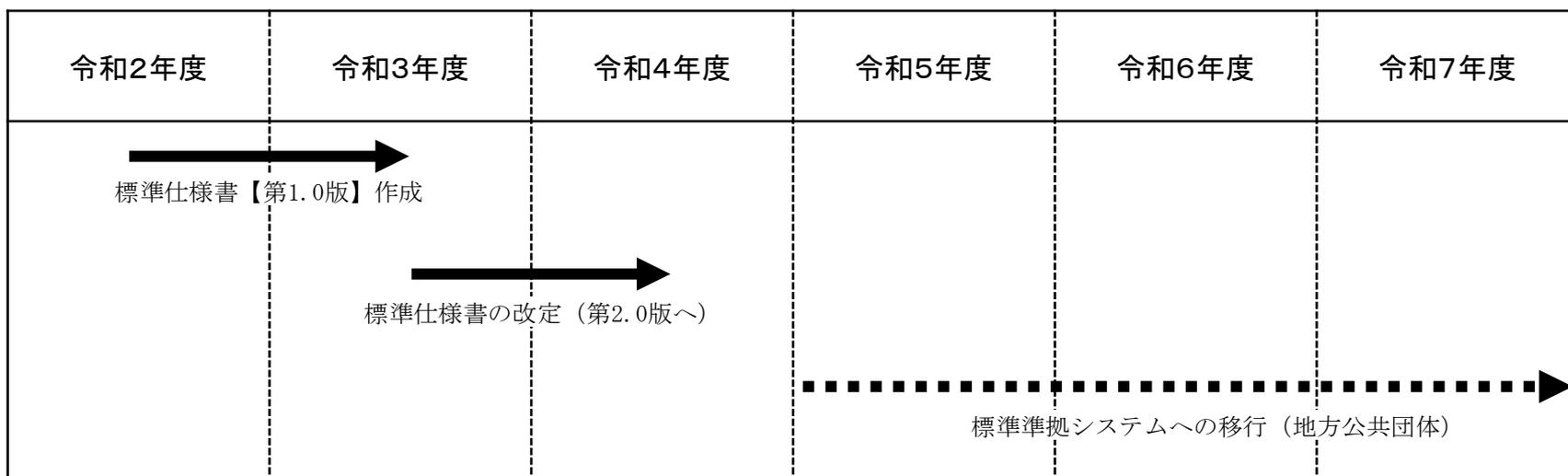
(中略)

地方税については、申告・申請手続及び納付手続のオンライン化に一定の進展が見られている。また、今後は、処分通知等の電子的送付についても、他分野における先行事例や検討状況を踏まえ、適切な実現方策を制度面・実務面双方から検討していく時期にきていると考えられる。この際、対象とする処分通知等や通知先、到達の効力、電子的送付に係る希望の取扱い、後続手続での通知情報の活用など、検討すべき論点は多岐にわたる。このため、来年度以降の本検討会における検討に資するよう、まずは、本検討会の下で実務者による検討を進めたい。

地方税務システムの標準化について

- 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化については、以下のとおり行うこととされている。
 - ・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、住民記録、地方税(※)、福祉など、地方公共団体の主要な20業務を処理するシステムの標準仕様を、令和3年度中に策定される基本方針の下、関係府省が作成する。
 - ※ 対象税目等は、法人住民税、個人住民税(森林環境税を含む。)、軽自動車税、固定資産税(都市計画税を含む。)及びこれらに係る収滞納管理。
 - ・各事業者は標準仕様に準拠して開発したシステムをガバメントクラウド上に構築し、当該システムを、地方公共団体が利用する。
 - ・地方公共団体は、令和7年度を目標時期として、標準仕様に適合したシステムへ移行することとされている。

■ 地方税務システムの標準化に係るスケジュール



參考資料

地方税共同機構の概要

令和4年2月9日現在

【設立目的】

機構は、地方団体が共同して運営する組織として、機構処理税務事務を行うとともに、地方団体に対してその地方税に関する事務に関する支援を行い、もつて地方税に関する事務の合理化並びに納税義務者及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与することを目的とする。

【地方共同法人化】 平成31年4月1日

【業務内容】

- ・ 機構処理税務事務
- ・ 地方団体の職員に対する地方税に関する教育及び研修
- ・ 地方税に関する調査研究及び広報その他の啓発活動
- ・ 地方税に関する情報システムの開発及び運用並びに関連事務の受託
- ・ 地方団体に対する地方税に関する情報の提供その他の支援
- ・ 上記に附帯する業務

【予算】 54.9億円（令和3年度）

【事務局】

【役員】

理事長 加藤 隆
副理事長 佐藤 啓太郎
監事 伊達 秀宣
監事 岩田 英久

【事務局長】

【総務部】

総務部長
総務G
予算・経理G

【企画部】

企画部長
企画G

【システム部】

システム部長、次長
システム企画G
開発G
運用G
車体課税G

【情報セキュリティ部】

情報セキュリティ部長
情報セキュリティ部

【会議（法定）】

代表者会議（意思決定機関）
運営審議会（審議機関）
機構処理税務情報保護委員会（その他の審議機関）

【代表者会議委員】

村岡 嗣政 山口県知事
富田 成輝 岐阜県可児市長
汐見 明男 京都府井手町長
大谷 和子 株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
佐藤 英明 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授

【運営審議会委員】

稲継 裕昭 早稲田大学政治経済学術院教授
石井 夏生利 中央大学国際情報学部教授
中里 透 上智大学経済学部准教授
磯野 隼人 茨城県総務部税務課長
石川 幸彦 神奈川県小田原市総務部長
中村 豊 石川県津幡町町民生活部長

【機構処理税務情報保護委員会委員】

佐々木 良一 東京電機大学研究推進社会連携センター一顧問・客員教授
藤原 静雄 中央大学法科大学院法務研究科教授
岡村 久道 弁護士・京都大学大学院医学研究科講師

【その他の会議・部会】

実務者会議（定款により設置） eL TAX検討部会
車体課税検討部会 研修・調査研究等検討部会
軽油引取税部会

地方税における電子化の推進に関する検討会 概要

- 地方税の電子化の推進に向けた検討を行うため、学識経験者、地方団体、日本経済団体連合会、全国銀行協会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、総務省及び地方税共同機構で構成される「地方税における電子化の推進に関する検討会」を設置。

令和3年度構成員

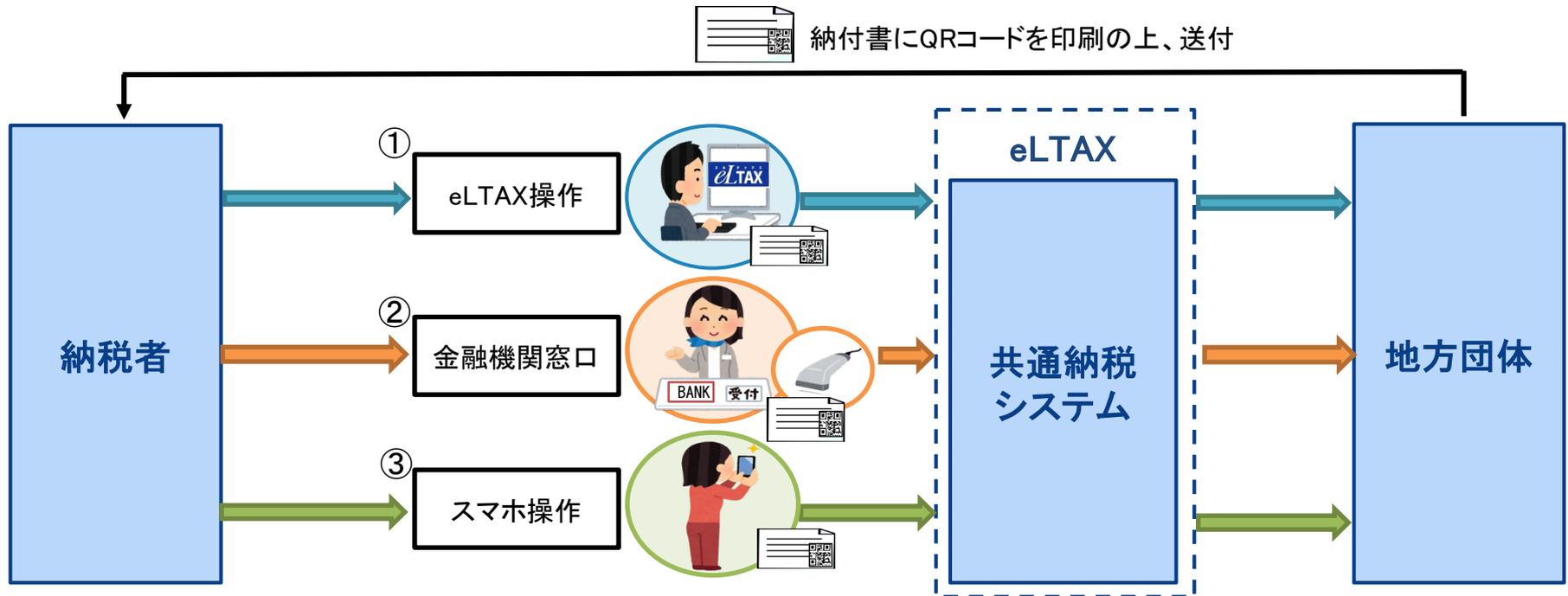
※令和3年11月1日時点

(敬称略)

辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授 ※座長
石井 夏生利	中央大学国際情報学部教授
小西 敦	静岡県立大学経営情報学部教授
庄司 昌彦	武蔵大学社会学部メディア社会学科教授
田中 啓之	北海道大学大学院公共政策学連携研究部准教授
井口 貴博	福岡県総務部税務課長
加藤 国昭	名古屋市財政局税務部長
中村 豊	石川県津幡町町民生活部長
小畑 良晴	日本経済団体連合会経済基盤本部長
佐伯 哲哉	全国銀行協会(三菱UFJ銀行事務企画部副部長)
山内 清行	日本商工会議所産業政策第一部長
岡崎 拓郎	日本税理士会連合会情報システム委員長
村上 浩世	総務省自治税務局電子化推進室長
東田 晃拓	地方税共同機構事務局長

eLTAXを活用した賦課税目の納付（QRコードの活用）

- 地方団体が地方税の納付書に地方税統一QRコードを付し、納税者は、当該QRコードから得た情報を基に納付を行う。 ※QRコードに係る全国统一規格は、令和3年6月末に公表済。
- 当該QRコードは、eLTAX操作による納税のほか、金融機関窓口における納税、スマートフォンを活用した納税においても活用予定。



■ 規制改革実施計画（令和3年6月18日）（抜粋）

II 分野別実施事項 - 1. デジタルガバメントの推進 - (5) 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組

- b 総務省は、金融機関・地方公共団体等からなる検討会を開催し、地方税用QRコードの統一規格を取りまとめ、令和3年上期に公表する。また、関係機関のシステム改修・連携テストを経て、令和5年度課税分から地方税用QRコードの活用を開始できるよう措置する。